

公益社団法人 福島県トラック協会 定款

平成25年5月24日 制定
平成28年5月30日 改訂
令和 元年6月11日 改訂

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県トラック協会という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島市に置く。

2 この法人は、総会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営並びに公正な競争を確保することによって、事業の健全な発展を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導調査及び研究
 - (2) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業
 - (3) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出損
 - (4) 法令及び税制に関する調査、研究
 - (5) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他の法令の施行の措置に対する協力
 - (6) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策とその広報
 - (7) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
 - (8) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - (9) 研究会、講習会、講演会等の開催
 - (10) 会員相互の連絡協調を図る施策
 - (11) その他この法人の目的達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、福島県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 普通会員
 - ① 福島県内において、貨物自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く)を営む者
 - (2) 賛助会員
 - ① この法人の趣旨に賛同して入会するもので、理事会の承認を得た者
- 2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は理事会の定めるところにより書面をもって申込をし、その承認を受けなければならない。

- 2 法人たる会員にあつては、法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。指定代表者を変更した場合は速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を納めなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 6箇月以上会費を滞納したとき
- (3) 会員である事業者が解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総普通会员の同意があつたとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の登録)

第11条 この法人は、第6条の承認をしたとき又は第9条の届出を受理したとき、それぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から抹消し、かつ、その旨を当該者に通知しなければならない。この場合において、退会した者、又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

(会員の資格)

第12条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときから生じ、会員名簿から抹消されたときに喪失する。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、普通会员をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総普通会员の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第17条 会長は、総会の日々の2週間前までに、普通会员に対して次の事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない会員が書面による議決権の行使に関する事項
- (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、普通会员1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第21条 普通会員は、この法人の他の普通会員に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合において委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
 - 3 第1項の委任状の提出は、総会ごとに行うものとする。
 - 4 第1項の規定により提出された委任状は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 5 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、委任状の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(書面による議決権の行使)

- 第22条 普通会員は、総会において、書面により議決権の行使を行うことができる。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した普通会員の議決権の数の数に算入する。
 - 3 第1項の規定により提出された書面は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 4 普通会員は、この法人の業務時間内は、いつでも、書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事31名以内
 - (2) 監事5名以内
 - 2 理事の内9名以内を常任理事とする。常任理事は1名の会長、6名以内の副会長、1名の専務理事、1名の常務理事を含むものとする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって普通会員(法人にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事の内1名を会員以外の者から選任することができる。
- 2 理事会は、理事の中から会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を決議により選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 役員となる会員にあつては、その代表者又はこれに代わる者とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 3 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が示す特命事項について会長を補佐する。
- 5 専務理事は、会長を補佐して、会務を統理する。
- 6 常務理事は、その担当業務につき専務理事を補佐し、会務を掌理する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上理事会でその報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - (3) 辞任の申出があったとき

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第31条 この法人に顧問及び参与を各々若干名置くことができる。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
 - 3 参与は、会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事並びに常任理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき
- (3) 前項の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 常任理事会

(構成)

第39条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第40条 常任理事会は、この法人に関する事項について理事会に意見または議事案件を提出する。

(開催)

第41条 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催することができる。

(招集)

第42条 常任理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ指定された副会長が常任理事会を招集する。

(議長)

第43条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決議)

第44条 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常任理事を除く常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第45条 常任理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第9章 支部

(支部)

第46条 この法人は、総会の議決を経て必要の地に支部をおく。

- 2 支部には支部長をおく。
- 3 支部に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 委員会・部会

(委員会、部会)

第47条 この法人に、委員会及び部会を置く。

- 2 委員会及び部会の委員等は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

(委員会の職務)

第48条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し、及び理事会から付託された事項について、その実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第49条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別その他)

第50条 委員会の種別、構成その他については会長が別に定める。

- 2 委員会に小委員会、正副委員長会議を設けることができる。

(部会職務)

第51条 部会は、事業種別等の固有の問題について、会長の諮問に応じ、会長に建策する。

(部会の招集、議長、種別その他)

第52条 部会の招集、議長、種別その他については、第50条及び第51条の規定を準用する。

第11章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 資産及び会計

(基本財産)

第54条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分をするときは、予め理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第55条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第56条 この法人の資産は、会費、寄付金及び地方公共団体からの交付金(以下「交付金」という。)並びにその他の収入からなるものとする。

- 2 本会の資産のうち、次に掲げるものを近代化基金(以下「基金」という。)とする。
 - (1) 交付金の一部
 - (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第57条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。ただし、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託券又は金融機関への預託

(交付金の使途)

第58条 交付金は、第4条各号に掲げる事業のうち、関係行政庁の承認を得た事業について使用する。

(事業計画及び収支予算)

第59条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第60条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第61条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第63条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第64条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第65条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する他の公益法人若しくは同号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福島県内において発行する福島民報新聞に掲載する方法による。

第15章 補 則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款の施行前に、社団法人福島県トラック協会の会員であった者は本定款上の会員、顧問であった者は顧問とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
 理事 武田善啓、遠藤知之、尾越建一、宝槻直志、佐藤 翼、佐藤興司、及川俊一、永山 忍、大河原嘉一、新妻弘行、大内芳一、永崎和男、緑川 滋、小針幸神、三瓶利張、鈴木克昭、渡邊泰夫、根本精吉、木村康男、佐藤忠孝、金子勝宏、鎌田武雄、鈴木建市、林 茂、加治雄司、伊藤浩一、金井一夫、鈴木健仁、松尾活秀、丹治吉雄
 監事 右近八郎、安齋正充、吉岡昌一、本瀧 明、力丸 弘
- 4 この法人の最初の代表理事は、渡邊泰夫、業務執行理事は、丹治吉雄とする。
- 5 第3項の理事のうち、会長、副会長、専務理事は、次に掲げる者とする。
 会 長 渡邊泰夫
 副会長 武田善啓、及川俊一、鎌田武雄、加治雄司
 専務理事 丹治吉雄
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第54条関係)

財産種別	場所・物量等	
土 地	福島研修センター	4,720.28m ²
	いわき共同休憩所	2,790.06m ²
	県中研修センター	10,864.93m ²
	会津方部共同休憩所	2,922.87m ²
	相馬方部共同休憩所	5,366.25m ²
	白河の関トラックステーション	18,385.45m ²